

## 大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付事業の実施について

大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

### 1 交付目的

身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中度の聴覚障害を有する児童（以下「難聴児」といいます。）の保護者に対し、予算の範囲内において補聴器の購入、買換え又は修理（以下「購入等」といいます。）に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援することを目的とします。

### 2 内容

補助対象者	<p>1 次のいずれにも該当する難聴児の保護者とします。</p> <p>(1) 町内に住所を有する満18歳未満の者</p> <p>(2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者</p> <p>(3) 当該障害が身体障害者福祉法別表に掲げるものに該当しないと認められた者</p> <p>(4) 補聴器を装用することにより、言語の習得等において効果が期待できると一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関の医師（以下「専門医」といいます。）が判断した者</p> <p>2 上記1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者としません。</p> <p>(1) 難聴児の属する世帯に、補助金の交付の申請を行う日の属する年度（補助金の交付の申請を行う日が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の町民税の所得割の額が46万円以上の者がある場合</p> <p>(2) 難聴児が労働者災害補償保険法の規定により補聴器の購入等の助成を受けられる場合</p>
補助対象経費	<p>補助対象経費は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 新たに補聴器を購入する場合又はこの要項による補助金の交付の決定を受けた日から5年を経過した補聴器を買い換える場合における当該補聴器の購入又は買換えに要する費用（当該補聴器本体に係る部分に限ります。以下同じ。）</p> <p>(2) 補聴器を装用した難聴児及びその保護者の責任によらない事情により毀損等をした補聴器又は補聴器の部位を修理する場合の費用</p>
補助対象補聴器	補助対象となる補聴器は、別表第1左欄に掲げる種

	類の補聴器とし、装用効果の高い側の耳に装用する1個とします。ただし、教育上又は生活上において真に必要と専門医が認めた場合は、両耳に装用する2個とします。
補助対象修理	補助対象となる補聴器の修理は、別表第2左欄に掲げる補聴器の部位の修理とします。
交付金額	<p>1 別表第1左欄に掲げる補聴器の種類又は別表第2左欄に掲げる修理部位の区分に応じ、それらの表に掲げる基準価格に100分の106を乗じて得た額（中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換及びイヤホン交換については、100分の110を乗じて得た額）と補助対象経費のいずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とします。</p> <p>2 難聴児又はその保護者の都合により補聴器の種類を選択した場合における上記1の規定の適用については、「基準価格」とあるのは、「基準価格（専門医が適当と認めた補聴器の種類に係る基準価格を上限とします。）」と読み替えるものとします。</p>

### 3 交付手続

交付申請の方法	<p>大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 専門医が作成した大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付意見書（様式第2号）</li> <li>2 補聴器の購入等に係る見積書</li> <li>3 その他町長が必要と認める書類</li> </ol>
補助金の交付決定	<p>提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知」といいます。）により、適当でないと認めるときは、大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付申請却下通知書（様式第4号）により通知します。</p>
補助金の請求	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定通知を受けた者（以下「補助決定者」といいます。）は、当該決定通知に記載された補聴器の販売事業者又は修理事業者（以下「販売事業者等」といいます。）から補聴器の購入等を行った後、速やかに、大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付請求書（様式第5号）に当該補聴器の購入等に係る領収書を添えて提出してください。</li> <li>2 提出された書類の審査を行い、適当であると認め</li> </ol>

	るときは、補助金を交付するものとします。
代理受領	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助決定者が交付決定を受けた補助金について、その者に代わり補聴器の販売事業者等が補助金を受領すること（以下「代理受領」といいます。）を希望するときは、当該補助決定者の申出により交付決定を受けた額の限度において当該補聴器の販売事業者等に補助金を交付することができます。</li> <li>2 上記1の申出があったときは、補助決定者に対し、大泉町難聴児補聴器購入等支援事業支給券（様式第6号。以下「支給券」といいます。）を交付するものとします。</li> <li>3 支給券の交付を受けた補助決定者は、補聴器の購入等をしようとするときは、大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金の代理受領に係る請求書兼委任状（様式第7号。以下「請求書兼委任状」といいます。）に支給券を添えて補聴器の販売事業者等に提出するものとします。</li> <li>4 代理受領を行おうとする補聴器の販売事業者等は、請求書兼委任状に支給券及び補聴器の販売等証明書その他の補聴器の販売等の年月日、価格等を証する書類を添えて提出してください。</li> <li>5 提出された書類の審査を行い、適当であると認めるときは、補聴器の販売事業者等に対し、補助金を交付するものとします。</li> </ol>
補助金の返還	偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができます。

#### 4 各種様式

申請書等の様式	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）</li> <li>2 大泉町難聴児補聴器購入等支援事業交付意見書（様式第2号）</li> <li>3 大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）</li> <li>4 大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付申請却下通知書（様式第4号）</li> <li>5 大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金請求書（様式第5号）</li> <li>6 大泉町難聴児補聴器購入等支援事業支給券（様式第6号）</li> <li>7 大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金の代理受領に係る請求書兼委任状（様式第7号）</li> </ol>
---------	---

#### 5 事業期間

--	--

期 間

令和6年4月1日から

## 6 担当部署

大泉町 福祉課 電話 0276(62)2121